

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1543

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56512	07-05-23	10:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0002

カキヌマタカツセイムカット“ウツ”ムツヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 230001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物 の 情 報	名 称	駅前貸店舗 1～2階 号数区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ銅板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)		
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.	XXXXXXXXXX			
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	〆振 込	XXXXXXXXXX ※振込手数料は借主負担となります			
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1544

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	5,110 円
項目	事務所費	充当額	4,599 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場代 1		
備考			

支払証明書あり

理由

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、



埼玉りそな銀行

お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	*****	*****
取扱店	お取引日	時刻
56512	07-05-23	10:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0003

カキヌマタカツセイムカット“ウジ”ムツヨ様

ご依頼人

電話番号



取扱番号 230001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※貸主と駐車場所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

取書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

取書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 士
二 士
三 近
3 1ヶ

(敷金

第4条

2 乙は

3 甲は

存在す

4 前項

はなど

(禁止

第5条

てはな

2 乙は

3 乙は

一 期

二 期

(乙の

第6条

宅地建物 取引業者	商号(名称)	関TLC 行田中央店	代表者	北川・直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32	048-558-3080	
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主 任 者	氏名	登録番号		
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店関TLC		

※印は実印

(契約

第7条

場合は

2 前項

において

3 乙は

4 本件

損害が

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満期になっていますが
自動更新になっています。

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 植沼 貴志 (以下「乙」)
不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書① 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	指定場所	[]
	名称	忍2丁目駐車場		

頭書② 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書③ 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書④ 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限: 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: []

頭書⑤ 貸主及び管理者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1545

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場代 2		
備考			

支払証明書あり

理由

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56512	07-05-23	10:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0004

カキヌマタカツセイムカット ユツ ムシヨ様

ご依頼人

電話番号



取扱番号 230001

 印紙税申告納
 付につき浦和

 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

★契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1546

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	96,800 円
項目	事務所費	充当額	87,120 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 家賃 駐車場代 6 月分		
備考	口座名義 松井弘 うち 事務所家賃 82,500 円 うち 駐車場代 14,300 円		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38803	07-05-23	17:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円			
C認証 (硬 貨)			
お振込明細またはご案内			
お受取人	ミツビシユー・Iフジ・Iイ		
	キソツチヨウ		
	普通 0798970		
	カクulant様		
ご依頼人	登録番号 0005		
	マツイヒロシ セイムカット・ウツ・ムシヨ様		
	電話番号		
	取扱番号	600010	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号			
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8			
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ銅板葺 / (3) 階建			
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月	
附 属 施 設	面 積	29.65㎡(8.97坪)			
	無				

賃料等

賃 料	月額 92,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(8)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平 野 商 事	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
		代表取締役 張 洋		
	住所	〒150-0001 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松 井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※地味保証を利用する場合は記入して下さい。			

宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	A 株式会社 Grant	商号又は名称	B
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	◎
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都豊田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事 (1) 第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	◎
宅 地 建 物 取 引 士	登 録 番 号		登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 Grant	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都豊田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠



管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行っておりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいますようお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、

2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

(連絡先)

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL(代表)：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より

三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970

株式会社Grant(グラント)

以上

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭目(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭目(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭目(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間		
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日		

頭目(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)		月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)	
敷金		金13,000円	
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う。			
支払方法	1. 口座振替 ② 振込み		
	3. 持参		

頭目(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江都区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭目(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	担保額	円

頭目(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭目(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役	望月 誠
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号	東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant	
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	TEL	03-6659-9256	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1547

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	160,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（6 月分）・駐車場代（6 月分）		
備考	事務所家賃（6 月分） $155,100 \times 0.8 = 124,080$ 駐車場（6 月分） $5,000 \times 0.8 = 4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1547

(2/2)

飯能信用金庫		支店	名義人	内沼博史	
13	D	7- 5-23	送金	155,100	マイク*タ-(カ
14					
15	D	7- 5-23	送金	20,000	トラ*タ-(カ カリク*チ
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

※領収書等貼付欄に貼付する領収書等は、必ず「政務活動費」の欄に記入してください。

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃借人(甲)と貸借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	80	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県蕨市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先		口 座			
		名 義			
メーカー、名称		色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転賃をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、雨漏、盗難、天災地震による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告賠償金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せず即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

賃主(甲) 住 所
氏 名
仲介者 所在地 埼玉県蕨市仲町2-
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電話 042(972)780

借主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042(972)6482
お勤め先 ()
(社名)

- 重要事項再確認
- ☐ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - ☐ 振込料は乙の負担。
 - ☐ 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - ☐ 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - ☐ 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1548

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 23 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

領 収 証		No. _____
小島信昭 様		2017年5月29日
★ 6500円		
日 付 2017 6月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(率)		

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 上、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名札 設備区画 区画1台

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：ダイハツ 車種：ハイエースカー1 ナンバー：
(H)

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

- 1.契約期間は、令和7年4月1日から1年間とする。
- 2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

- 1.賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責任）

賃借人、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（先荷）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借後の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（留置権）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解除につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年2月24日

賃貸人：住所
氏名

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町301
氏名 小島信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1572

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 24 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃料（3 台分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1572

(2/2)

領 収 証		No. _____
川口たかし事務所様		2025年5月24日
★18,000-		
但	6月分	
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標 記

賃 貸 借 方 式	駐 車 場 賃 貸 借		
土 地 の 表 示	所	在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

- 第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。
- 第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。
- 第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。
- 2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。
- 3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

- 第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。
- 第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を取去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1573

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 24 日	支出額	60,440 円
項目	事務所費	充当額	54,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸借代		
備考			

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	通番
07-05-24	0411	002
お引出し		
お取引店番	お取引店名	取引金額
0041		
お取引店番	カード発行銀行	お取引金額
¥60,000	0129	
ご利用手数料 ¥440		
お受取人		
ご依頼人 イヅミカ トシヒロ様 0495212542		

印紙税申告書
付につき平部宮
※領収書等貼付用紙

☒ 足利銀行

★このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1588

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 25 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（政務活動事務所 6 月分）		
備考	埼玉県議会議員 千葉達也 事務所費（政務活動事務所賃借料 6 月分）		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。 RESONA			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56701	07-05-25	09:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
万円 千円 千円 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0002			
チハ タツヤ様			
ご依頼人			
電話番号			
取扱番号 250001			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)

(振込先)

上記物件を賃貸人(甲) と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その得べき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であつても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1616

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	6 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸

(1) 賃貸借の目的

名称	新田ビル第1階 103号室
所在地（住居表示）	埼玉県東武市1丁目1番1号
構造・種類	鉄骨造2階建て
用途	事務所（貸借用途）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公共下水道（専用）、東京電力（専用）、公共下水道（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分）	電気設備なし 1台

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和7年6月30日 まで	

賃主は、借主に対して6ヶ月間までに、また、借主は、賃主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込賃料80,000円・税率 9%）
共益費（管理費）	月額 0円（内訳費別 円・税率 9%）
保証金（預金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（預金）の償却・返却	敷金の償却、返却はありません。
家賃保証	40,000円 3年加入 円
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 毎月分を 毎月27日までに支払う ☒ 振込 ☐ 振込 振込先金融機関名・支店名 口座種別 口座番号 口座名義人・フリガナ 振込手数料負担者 借主 持事支

家賃保証は借家人賠償保証付に3年加入。保険金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

(5) 賃主

賃主	氏名	電話
	住所	

※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証人の氏名

氏名	円
----	---

(7) 家賃滞り保証業者

業者または名称	電話
所在地	
家賃滞り保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐有・☐無）

更新料の金額	☐ 更新料の ヶ月分・ ☐ 円
--------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の経費を償却、他、事務手数料として賃主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。
2. ハウスクリーニングにあたり業者からの見積もり後クリーニング工事に限り限りります。
3. クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で修繕工事等が必要と認められた場合、敷金を充当して頂くこととあります。
4. 既存のエアコンや照明器具、造作等が退去までの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし賃主は行いません。
5. 不動産賃貸業の契約条件のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず特約します。以下余白

下記賃主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また賃主と連帯保証人は、借主の借主について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、賃主、借主、および連帯保証人（印）名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

賃主（住所）	
（氏名）	（電話番号）

借主（住所）	
（氏名）	中屋敷 慎一（電話番号）

連帯保証人（住所）	
-----------	----------------------

（氏名）	（電話番号）
（印）	円

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第17条に定められている書式を準拠しています）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1617

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 26 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	6 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
取引銀行		取引店	口座番号
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38042	07-05-26	14:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬 貨)	
万円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
登録番号 0003			
サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様			
電話番号 048-541-8110			
取扱番号 300077			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			